

- 13 歳未満の子どもからの個人情報の収集を行っている商用ウェブサイト、インターネット・サービスの運営者
- 一般市民が閲覧するサイトの運営者で、意図的に 13 歳未満の子どもから個人情報を収集している者
- 一般市民が閲覧するサイトの運営者で、13 歳未満の子どもに対して、サイト内で特別にセクションを設けて個人情報を収集する者

また、該当者は以下の項目の遵守が義務付けられている。

- 13 歳未満の子どもから、インターネット上で個人情報を収集する場合、事前に親の許諾を取ること
- 子どもが提供した個人情報を、保護者が開示・提供を請求する権利を認めること

また、事業者には、プライバシー保護に関するポリシーをウェブ上に掲載することが義務付けられている。

1.3.5 青少年による携帯電話の所持・利用の制限

携帯電話の購入に限った法律では無いが、米国には契約法があり、18歳未満の未成年者は経済的に十分に責任を持てる年齢では無いとの理由から、いかなる契約に関しても未成年者は保護者の同意がなければ、単独で売買契約を結ぶことはできない。よって、未成年者が各携帯電話会社と売買契約を結ぶ際にも、保護者の同意が必要となり、青少年自身が携帯電話を独自に購入することはできない¹¹¹。

カリフォルニア州

青少年による携帯電話の所持・利用を制限する州法は無いが、学区や学校の規則により、学校への携帯電話の持ち込を禁じている場合はある。その逆に、授業でテキスト・メッセージを使用する場合もあるが、州政府ではそういった各学区・学校の青少年の携帯電話の所持・規制に関する具体的な情報は有していない。同州の各学区では、実際に問題が起きる度に教育委員会で再発防止のために新たな規則を検討することから、遵守すべき最低限の法的規則はあるが、こういった校則のあり方については統一化されておらず¹¹²、州内の約1,000の学区、約9,000校の学校が独自の方針を決めることができる。

テキサス州

青少年の携帯電話の所持・利用に関する州の規制は無く、同州検事局でも把握していない。ただし、カリフォルニア州と同様に、各学区・学校の判断で、生徒による携帯電話の学校への持ち込を禁止しているところもある¹¹³。

1.3.6 ネットいじめ

以下、まず、ネットいじめに関する連邦及び各州の法律の整備状況一般について概観した後、連邦、カリフォルニア州及びテキサス州における状況について述べる。

下の図表 20 は、ネットいじめリサーチセンター (Cyberbullying Research Center) による、各州のネットいじめ法 (State Cyberbullying Laws) の整備状況を整理したものである。

¹¹¹ CTIA へのヒアリング (2010年11月18日)。言動の自由の侵害に敏感な米国では、批判の対象となる可能性もあるため、実際の所持や利用の制限には慎重である。

¹¹² カリフォルニア教育省、教育出版部門 - ティキング・ステージ・アクト II へのヒアリング (2010年11月18日)

¹¹³ テキサス州検事局事務所担当者へのヒアリング (2010年11月22日)。

図表 20 州レベルにおけるネットいじめ法の整備状況

	カリフォルニア州	テキサス州	連邦	合計
いじめ法	有り	有り	無し	44 州
更新した法が提案されている	無し	有り	提案された	12 州
いじめ法にネットいじめが含まれている。	有り	無し	提案された	5 州
いじめ法に電子媒体上でのハラスメントが含まれている。	有る	無し	提案された	30 州
刑事制裁	無し	有り	提案された	7 州
学校制裁	有り	有り	無し	37 州
学校側での施策を義務付けている	有り	無し	無し	42 州

出所：Sameer Hinduja, Ph. D. and Justin W. Patchin, Ph. D. による「州のネットいじめ法と政策 (A Brief Review of State Cyberbullying Laws and Policies)」より、2010 年 7 月現在の状況をまとめたものである。なお、右列の合計は法律の規定等がある州の数である。

同センターは、フロリダ州のアトランティック大学准教授 Sameer Hinduja 博士とウィスコンシン州のウィスコンシン・エアウクレア大学准教授 Justin W. Patchin 博士により運営されており、青少年におけるネットいじめに関して、幅広い情報をウェブサイトで提供している。同時に、保護者、指導者、カウンセラー、精神医学の専門家、警察関係、青少年等に対して全国的に講演を行い、オンラインでのネットいじめなどの防止を教示している。

連邦レベルには、脅威や恐喝に対する法律はあるが、いじめそのものを取り締まる法律は存在しない。カリフォルニア州及びテキサス州においては、いじめ法が存在するが、その中には、インターネット上で発生するネットいじめについての規定は無い。ただし、カリフォルニア州では、電子媒体上でのハラスメントについての規定がある。

メーガン・マイヤー・ネットいじめ防止保護法・下院法案 1966¹¹⁴

メーガン・マイヤー・ネットいじめ防止保護法・下院法案 1966 (Megan Meier Cyberbullying Prevention Act: H. R. 1966) の法案名は、ミズーリ州の 13 歳の少女、メーガン・マイヤー (Megan Meier) に由来している。メーガンの級友の母親であるロリー・ドリュー (Lori Drew) が、SNS サイトの MySpace において、10 代の少年に扮して彼女に接近し、彼女に苦痛

¹¹⁴ Gov Track メーガン・マイヤー・ネットいじめ防止保護法・下院法案 1966 : Megan Meier Cyberbullying Prevention Act: H. R. 1966、<http://www.govtrack.us/congress/bill.xpd?bill=h111-1966>
Cyberbullying Research Center Cyberbullying Legislation、<http://cyberbullying.us/blog/cyberbullying-legislation.html>

を与えたことが原因でメーガンは、2006年に自宅で首を吊って自殺したとされ、同年11月に連邦裁判所において、ドリューは3つの軽犯罪法違反で起訴され、現在、判決が下されるのを待っている。検察の求刑によると、最長3年の禁固刑に科せられる可能性が高い。

この法案は、元々2008年5月に、ミズーリ州とカリフォルニア州選出の下院議員により提案されていたが、結局は、連邦議会の司法委員会において却下された。そこで、2009年4月2日、カリフォルニア州選出の下院議員リンダ・サンチェス氏 (Rep Sanchez, Linda T.) から17名の議員により再提出され、下院司法委員会の犯罪・テロ・国土安全保障小委員会において、公聴会審査が行われたが、現在、未だ採決は取られていない。

同法案は、既存の脅威や恐喝に関する法律「合衆国法典19条の41章(Chapter 41 of title 18 of the U.S. Code)」を修正する法案であるが、電子媒体を通じた通信において、他人に対して故意に継続して、いじめをしたり、脅したりすることによって、被害者が明確な精神的な苦痛を受けたという事実が認められる場合に、加害者に対して罰金や2年以下の禁固刑、もしくはその両方の形を科すという内容の法案である。ただ、何をもって精神的な苦痛と判断するのか、その定義が広範囲になることなどから、現在も、公聴会審査の段階からは進んでいない。

カリフォルニア州

カリフォルニア州では、いじめ全般に関して以下の法律があり、その中に、インターネットで発生するネットいじめに関する規定も含まれる¹¹⁵。

2003年度上院法案(S.B.) 719条 828章 : Bullying Prevention for School Safety and Crime Reduction Act of 2003

2003年度上院法案(S.B.) 719条 828章は、2003年に、学校でのいじめ対策と構内での犯罪防止のために制定された法律である。

2001年度カリフォルニア州下院法案(A.B.) 79条 646章

2001 Cal. Stats., A.B. 79, Chapter 646は、いじめ防止のためのモデル対策案を開発し、各学校での導入を州の教育省に義務付けるものである。

2001年度カリフォルニア州下院法案(A.B.) 86条 32261章(g)一部改正する法案

A.B. 86, 2008 Code § 32261 (g) Lieu. は、生徒の安全に関する規定を補足する条項であるが、この中で、インターネット上で電子メールなどを利用してのいじめを行った場合に、学校側がそのいじめを行った生徒に対して、停学処分や状況によっては退学処分

¹¹⁵ カリフォルニア教育省、教育出版部門「テイキング・ステージ・アクトII。同省へのヒアリング(2010年11月18日)。

を勧告することを可能にしている。ただし、これはネットいじめ自体を対象とした法律ではなく、電子媒体上でのハラスメントを対象にした規定である。

カリフォルニア州教育省の教育規約¹¹⁶

この教育規約は、いじめ全般に関する規約であるが、最近では、ネットいじめに関しても、子どもによる通常いじめの定義の項目として追加され、学校の職員は、インターネット上でいじめを行った生徒に対して、停学処分を課したり、退学を勧告できるようになった。

ネットいじめとデート暴力関連の州法規¹¹⁷

2010年2月4日、カリフォルニア州下院議会の同時決議100号「10代のデート暴力に関する決議 (Assembly Concurrent Resolution、以下ACR No. 100 - Relative to Teen Dating Violence¹¹⁸)」は、デート暴力(Dating Violence)の防止と被害者保護のキャンペーン「National Teen Dating Violence Awareness and Prevention Month(以下、TDVAPM)」を展開するために可決された法律である。

このキャンペーンは、最近、10代の青少年によるデート時の暴力事件が増えていることを踏まえ、そのような事件があることを広く知らしめることで、こういった犯罪を未然に防ぐことを目的とした活動である。このキャンペーンの中には、新たに、インターネット上での虐待や、わいせつな画像やテキスト・メッセージによる嫌がらせなどの防止に関する啓発が追加された。

テキサス州

テキサス州法には、ネットいじめに関する直接的な規定は無いが、下院法案(H. B.) 283条:テキサス教育省のテキサス教育規約、法規 25. 0342、37. 217、37. 001、37. 083 条 (H. B. 283;

¹¹⁶ Cyber Safety for Children 教育者のページ、<http://www.cybersafety.ca.gov/educators.htm>
California State Senate 「カリフォルニア州教育省の教育規約 § 32261/32265/32270/48900 条 Information for Educators BILL NUMBER: AB 86 CHAPTERED」、
http://info.sen.ca.gov/pub/07-08/bill/asm/ab_0051-0100/ab_86_bill_20080930_chaptered.html

¹¹⁷ Cyberbullying Research Center State Cyberbullying Laws、
http://www.cyberbullying.us/Bullying_and_Cyberbullying_Laws_20100701.pdf
California State Senate Senate Bill No. 719、 P1~5, 9
http://info.sen.ca.gov/pub/03-04/bill/sen/sb_0701-0750/sb_719_bill_20031011_chaptered.pdf
California Law、http://www.bullypolice.org/ca_law.html

¹¹⁸ 「ハーバード大学、インターネット社会のためのパークマン・センター(Berkman Center for Internet & Society, Harvard University)」の「セクスティング：青少年の慣行と法的影響(Sexting: Youth Practices and Legal Implications)¹¹⁸」の調査報告による。
http://cyber.law.harvard.edu/sites/cyber.law.harvard.edu/files/Sacco_Argudin_Maguire_Tallon_Sexting_Jun2010.pdf
CA Assembly Bill Comment on an Assembly Bill、<http://www.assembly.ca.gov/acs/acsframeset2text.htm>

Tex. Educ. Code Ann 25.0342、37.217、37.001、37.083¹¹⁹⁾により、安全なインターネットの利用に関する規定に関連して、ネットいじめを防止するための問題の早期の発見や報告を、学校などの教育機関に義務付けている。また、同法規では安全なインターネットの利用を、各教育機関が指導できるよう、プログラムの開発を教育機関に義務付けている。

また、教育規約第 37 章法規 (EDUCATION CODE CHAPTER 37. DISCIPLINE; LAW AND ORDER) では、「教育規約第 37 章 217 条：安全なインターネットの利用に関する地域教育 (Sec. 37.217.COMMUNITY EDUCATION RELATING TO INTERNET SAFETY.)」に関して、以下のように規定している。

- (a) 学校など各種の教育機関は、検事長官と協力して、安全なインターネットの利用に関するプログラムを開発するものとする。又、以下に関する指示を一般市民に対して行うことが義務付けられる。
 - (1) インターネット・ウェブサイトが個人情報に載せられる場合の潜在的な危険について
 - (2) 不当なインターネット上での勧誘を報告する方法について
 - (3) ネットいじめや脅威の防止、発見、報告について
- (b) 同プログラムの開発で、学校など各種の教育機関は以下を実行する：
 - (1) 関心のある利害関係者に協力を依頼する
 - (2) 実用的な範囲で既存の資源やプログラムの活用をする
- (c) 教育センターは同プログラムを公立の学校で利用可能にする

また教育規約第 37 章以下では、いじめに関する規約に多少触れているが、インターネット上で発生するネットいじめそのものに対してではなく、通常にいじめに関するものとなる¹²⁰⁾。

また同州議会では現在、州上院法案 (Senate Bill、SB1) 1725 が提出されているが、同法案では、電子媒体上でのいじめも教育規約に含むよう改正し、加害者には刑罰が与えられるように要請しているが、現在、同法案は未決のままである。

1.3.7 児童買春等の青少年を性的に誘引する行為に対する取組

¹¹⁹⁾ Cyberbullying Research Center State Cyberbullying Laws、
http://www.cyberbullying.us/Bullying_and_Cyberbullying_Laws_20100701.pdf P10
EDUCATION CODEAA CHAPTER 37. DISCIPLINE; LAW AND ORDER、P74~75
<http://www.statutes.legis.state.tx.us/Docs/ED/pdf/ED.37.pdf>

¹²⁰⁾ 教育規約第 37 章 001 条：生徒の行動規範 (Sec. 37.001.STUDENT CODE OF CONDUCT)

教育規約第 37 章 083 条：法規管理プログラム：セクシャルハラスメント政策 (Sec. 37.083. DISCIPLINE MANAGEMENT PROGRAMS; SEXUAL HARASSMENT POLICIES)

第1章の1-1で述べたとおり、ICEのサイバー犯罪センター(C3)では、児童搾取取締り課(CES)¹²¹を設け、米国合衆国法典に基づき、青少年を性的に誘引する行為の取り締まりを行っている。

CESでは、インターネットを利用した青少年への性的犯罪について、他の機関やICACと連携して、証拠の収集や犯罪活動の追跡などを実施している。

またCESは、児童買春を目的とした海外旅行の取り締まりも行っており、また、わいせつ物の州間搬送を取り締まることを目的に、子どもの虐待画像の国際的取引をしている大規模な製造者や配布業者の調査を行っている。

こういった捜査では、まずCESが最新の技術を用いて、ウェブサイト、チャット・ルーム、ニュースグループ、P2P取引などを利用した組織犯罪や個人の活動を追及し証拠を固め、下記に挙げている児童買春法などに基づき、違反者の検挙に取り組んでいる。これらの調査活動はCESが管理している虐待犯罪者捜査(Operation Predator)というプログラムで実施される。またCESは、定期的に地域の捜査機関の補佐的役割を担う機関として大規模な調査を行うことで犯罪の抑制を行っている。また、青少年の搾取犯罪は世界的にも重要な問題となってきたため、CESは各国の警察機関とも緊密な協力体制を敷いている。

児童オンライン保護法

児童オンライン保護法(Child Online Protection Act、COPA)は、未成年に有害な情報を営利目的でインターネット上において配布することを禁止する法律だが、言論の自由を侵害するものとして提訴され、合憲性が最終的に判断されるまで施行が停止となっている。2004年6月、最高裁は違憲の可能性があると判断を示し、現在、同法に関する審議は下級審に差し戻しされている¹²²。

児童買春(米国合衆国法典18編U.S.C.1591条)¹²³

児童買春の条件は、18歳未満の未成年者に対して、詐欺や性的強要に関与しうることである。14歳未満に対する性的な詐欺・強要を行った場合は、長期または終身刑の実刑が科せられ、被害者が14~18歳の場合は、それが40年の懲役となる¹²⁴。なお、児童買春につい

¹²¹ 子ども搾取取締り課(CES) サイバー犯罪センター(C3)、<http://www.ice.gov/cyber-crimes/>

¹²² 「児童オンライン保護法委員会の議会提出の最終報告(Final Report of the COPA Commission Presented to Congress,)」2000年10月20日、<http://www.copacommission.org/report/COPAreport.pdf>

¹²³ 第1章1-1で、定義は既述。

¹²⁴ 第1章1-1で、定義は既述。

全米失踪・被搾取子どもセンターCongressionally Mandated CyberTipline Reporting Categories、http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=2447
司法省 Civil Rights Division INVOLUNTARY SERVITUDE, FORCED LABOR, and SEX TRAFFICKING STATUTES ENFORCED、<http://www.justice.gov/crt/crim/1581fin.php>
Office of Justice Program, SMART Office, Legislative History, 18 USC § 1591. Sex trafficking of children or by force, fraud, or coercion、http://www.ojp.usdoj.gov/smart/pdfs/18_usc_index.pdf
P1

ては、以下の合衆国法典がある¹²⁵。

子どものインターネット上での誘惑に対する性的行為（米国合衆国法典 18 編 U. S. C. 2422 (b) 条)

児童買春など性目的の旅行に関して（合衆国法典 18 U. S. C. 2423 条）

家族外での子どもの性的虐待に関して（合衆国法典 18 U. S. C. 2423 条）

子ども宛に送られた迷惑わいせつ文書に関して（合衆国法典 18 U. S. C. 1470 条）

虚偽的ドメイン名に関して（合衆国法典 18 U. S. C. 2252B (b) 条）

インターネット上の誤解を与える言葉やデジタル画像に関して（合衆国法典 18 U. S. C. 2252C 条）

連邦捜査局「イノセント・イメージ国家イニシアチブ」で捜査される中で、最も一般的な犯罪は以下の合衆国法典 (USC) 18 編に違反しているものである¹²⁶。

§ 1462 条 わいせつ物の輸入や輸送

§ 1465 条 販売や配給目的でのわいせつ物の輸送

§ 1466 条 わいせつ物販売や譲渡に関するビジネスの従事

§ 1467 条 刑事法の没収

§ 1470 条 未成年者へのわいせつ物の譲渡

§ 2241 (a) (b) (c) 条 悪質な性的虐待

§ 2251 (a) (b) (c) 条 子どもへの性的搾取

§ 2251A (a) (b) 条 子どもの売買

§ 2252 条 未成年者の性的搾取が関与している素材に関連する行為

§ 2252A 条 児童ポルノで構成されているか含まれている素材に関する行為

§ 2253 条 刑事法の没収

§ 2254 条 民事法の没収

§ 2257 条 記録保持の義務

§ 2260 (a) (b) 条 米国への輸入の目的での未成年者の性表現が露骨な描写の生産

§ 2421 条 一般的な輸送

§ 2422 条 強制と誘惑

§ 2423 (a) 条 犯罪的な性行為の従事的意思がある目的での未成年の輸送

§ 2423 (b) 条 青少年との性行為従事の意志での各州間や外国への移動

§ 2425 条 未成年者に関する情報を伝える目的での各州間の施設の使用

¹²⁵ 第 1 章 1-1 で、定義は既述。

全米失踪・被搾取子どもセンター-Congressionally Mandated CyberTipline Reporting Categories、
http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=2447

¹²⁶ 連邦捜査局 USC Title18、

<http://www.fbi.gov/stats-services/publications/innocent-images-1>

連邦捜査局 Federal Statutes Relating to Crimes Against Children、

http://www.fbi.gov/about-us/investigate/vc_majorthefts/cac/federal-statutes

§ 13032 条. 電子通信サービス・プロバイダによる児童ポルノについて報告

カリフォルニア州

カリフォルニア州法「わいせつ法令(California Obscenity Law)」及び刑法 311 条では、わいせつ物の内容に関しては合衆国法典と同様に定義している。これらの犯罪対策として、カリフォルニア州のシュワルツネッガー州知事部局では、「Crime Victim Advocate (以下、CVA) ¹²⁷」を設立している。

CVA は、同州の他の「犯罪犠牲者サービス・プログラム」と共同で、また、主要な投資者とも協力し、犯罪犠牲者に対する支援を行っている。また、同知事は、性的な犯罪者から子どもと家族の保護する立法の必要性を提唱している。

また、同州では、性犯罪者管理委員会を創設して、仮釈放者の中で犯罪を繰り返す危険性のある者を追跡ために、GPS 装置を使用した犯罪者のモニタリングを行っている。さらに、性犯罪者として登録された者の情報の公開なども行い、就職先の雇用主に注意を促し、子どもをいざ知らずや痴漢の防止に取り組んでいる。

テキサス州

テキサス州法「州性犯罪者の法律(Texas Sex Offender laws)」では、過去に有罪を受けた者が、SNS や写真共有サイトなどへアクセスしたり、自分のアカウントやウェブページの作成するために登録することは禁止していない¹²⁸。その代わりに、犯罪歴を持ち州政府の監督下(執行猶予、仮釈放中の者)にある者は、インターネットへアクセスする際には、保護観察士に監視されるか、または、アクセスの制限を受ける場合があり、さらに、サイトの利用に関して具体的な報告を行う義務がある。仮に元犯罪者がこれらの規則に従わずに、報告を怠り勝手に同種のサイトにアクセスした場合には、仮釈放や執行猶予の撤回や、刑罰の延長等に科せられることもある。

他方、テキサス州公安局 (Department of Public Safety, DPS) では、同州登録局に報告された性犯罪歴を持つ者に関して、同局のホームページで情報公開を行っており、SNS サイトへ登録する可能性のある性犯罪歴のある者を特定できるようにしている。これにより、性犯罪経歴のある者が、サイトに登録した場合には、本人から同局へその旨を報告する義務があり、その収集された情報がサイト運営者などの関係者に開示される。

例えば、テキサス州性犯罪登録法(The Texas Sex Offender Registration law)において

¹²⁷ Ca Office of Governor Press Release 2007 年 10 月 13 日付け、「Governor Schwarzenegger Signs Bills to Increase Protections for Crime Victims in California」、<http://gov.ca.gov/index.php?/press-release/7707/>

¹²⁸ Texas Department of Public Safety, Sex offender registrants: Internet access, Online Identifiers, and Social Networking Sites, https://records.txdps.state.tx.us/DPS_WEB/SorNew/PublicSite/Export/index.aspx?PageIndex=SocialNetworking

犯罪歴を持つ者は、あらゆる「オンライン識別名」を新規登録時から 7 日以内に登録局に通知する義務がある。ここで言うオンライン識別名とは、インスタント・メッセージや SNS でのコミュニケーション、または、同様のインターネット通信を行う際、また、チャットに参加する際の電子メールアドレスなどの呼称である。また、このオンライン識別名は、あらゆる仮名、ニックネーム、匿名、偽名、その他呼称を指す。これらの識別名がテキサス州の性犯罪者名簿に記録されている。

この識別名は一般への公開は行っていないが、犯罪司法官や承認された SNS サイトの管理者も閲覧することが可能である。サイト側は、オンライン識別名と同様に法令により定められている公共情報を公安局に要求することが可能であるが、同法令では、性犯罪歴を持つ者を特定する目的のみでこの情報が使えるようになっている。

ネット犯罪に関して¹²⁹

テキサス州司法省では 2003 年より、ネット犯罪部 (Cyber Crimes Unit) を設立し、インターネットのチャット・ルームや SNS において、おとり捜査を行っている。

同部は、一般市民、民間団体、ICAC タスク・フォース、全米失踪・被搾取子どもセンター、連邦捜査局のヒューストン地域ネット犯罪タスク・フォース (the Houston Area Cyber Crime Task Force) などと協力して、インターネット上での児童虐待の発見と防止に取り組んでいる。

また同州では、テキサス州ファミリー保護局 (Texas Department of Family and Protective Services、DFPS) の共同捜査ガイドライン (Joint Investigations Guidelines) において、ネット犯罪に関する各教育機関の対応を定めている。

それによると、児童ポルノは、テキサス州刑法 43.26 条 (Texas Penal Code, Section 43.26) で定義されており、児童ポルノやその他のネット犯罪は、通常、犯罪が発覚してから捜査をするが、(みこみ) 捜査を実施している段階で犯罪が発覚する場合もあるという¹³⁰。

同ガイドラインは、教育機関の集まりである The multidisciplinary team (MDT) のメンバーが共同捜査に関与する場合もあることから、そのメンバーに対しては、日頃より児童ポルノやインターネット上の犯罪の発見・追及に対応するよう求めている。このガイドラインに各分野の役割分担に沿って、各専門家がそれぞれ児童虐待や児童ポルノなどの防止活動に取り組んでいる。

¹²⁹ テキサス州の検事局 (Texas Attorney General Office) の犯罪捜査 Criminal Investigations のサイトより

<http://www.oag.state.tx.us/criminal/investigation.shtml#cyber>

¹³⁰ Texas Department of Family and Protective Services、Joint Investigations Guidelines P11、http://www.dfps.state.tx.us/documents/Child_Protection/pdf/jointinvguidelines.pdf